

## はんだファミリーサポートセンター事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、半田市市民交流センター条例（平成17年半田市条例第29号。以下「条例」という。）第5条第1項に規定するファミリーサポートセンターに関する事業の実施について、必要な事項を定め、育児の援助を受けたい者と援助を行いたい者を紹介する相互援助活動を行うことにより、仕事と育児の両立等を支援し、安心して子育てができる環境づくりに資することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、半田市とする。ただし、事業の全部又は一部を市長がこの事業を行うに相当と認めた団体に委託することができる。

### (事務所)

第3条 この事業を行うため、半田市子育て支援センター内にはんだファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）の事務所を置く。

### (利用日及び利用時間)

第4条 センターの利用日は、半田市子育て支援センター管理規則（平成17年半田市規則第29号。以下「規則」という。）第3条に定める日とする。

2 センターの利用時間は、規則第2条に定める時間とする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、利用日又は利用時間を変更することができる。

### (センターの業務)

第5条 センターの業務内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センター会員（以下「会員」という。）の募集及び登録に関すること。
- (2) 会員相互の援助活動（以下「相互援助活動」という。）の調整に関すること。
- (3) 相互援助活動に係る研修及び指導に関すること。
- (4) 会員間の交流に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) センターの広報活動に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的達成に必要なこと。

(会員)

第6条 会員は、センターの目的を理解し、育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）又は育児の援助を行いたい者（以下「援助会員」という。）であって、次に掲げる要件を満たした者とする。

(1) 依頼会員は、市内に在住又は在勤若しくは在学するもので、0歳から小学校6年生までの子どもの保護者であること。なお、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(2) 援助会員は、心身共に健康で積極的に援助活動を行うことができる20歳以上のものであること。

(3) 会員は、円滑な相互援助活動に関し、十分に理解し協力できること。

2 依頼会員と援助会員は、これを兼ねることができる。

(入会及び登録等)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書兼登録票（様式第1）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

2 会員は、入会に際して、センターの実施する所定の講習を受講しなければならない。ただし、市長が特に認める場合についてはこの限りでない。

3 センターは、第1項の承認を受けた会員に対し、会員証（様式第2）を発行するものとする。

4 会員として登録された者（援助会員を除く）は、会員証交付の際に、半田市手数料条例（昭和39年半田市条例第2号）に定める登録手数料を納付しなければならない。

5 会員は、登録された事項に変更が生じたときは、速やかに会員登録変更届（様式第3）をセンターに提出しなければならない。

(研修)

第8条 会員は、資質向上を目的とした研修を受けるものとする。

(保険)

第9条 センターは、会員の相互援助活動中の事故に備え、ファミリーサポートセンター補償保険に一括して加入する。

(事故報告等)

第10条 会員は相互援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターに報告し、所定の手続きをしなければならない。

2 前項に規定する手続きが実施されていない場合は、当該事故については、保険の対象としない。

3 会員は、相互援助活動中に生じた事故等について、当該相互援助活動の当事者である会員間において解決しなければならない。

(会員の心得)

第11条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 信義に基づき、誠実に相互援助活動を行うこと。

(2) 相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等について、秘密を漏らしてはならない。また、退会後においても同様とする。

(3) 相互援助活動を通じて、物品等の販売若しくは斡旋又は宗教活動若しくは政治活動等を行ってはならない。

(4) 前各号に掲げる事項のほか、センターの目的に反する行為を行わないこと。

(退会)

第12条 会員が退会しようとするときは、退会届(様式第4)をセンターに提出しなければならない。

2 会員は、退会に際して、センターから発行された会員証その他センターが指示する書類等をセンターに返還しなければならない。

(登録の抹消)

第13条 会員は次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消されるものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、センター及び会員に損害を与えたとき。

(3) 相互援助活動に関し、不正な行為をしたとき。

(4) 相互援助活動に著しく適さないと認められるとき。

(5) 別に定めるはんだファミリーサポートセンター会則に違反したとき。

2 センターは、登録を抹消した会員に対し、その理由を明示し、速やかに通知しな

ければならない。

(アドバイザー等)

第14条 第5条に規定する業務を遂行するため、センターにアドバイザーを置くものとする。

2 アドバイザーは、円滑な相互援助活動の調整を行うために、複数の会員グループを設け、その世話役としてサブ・リーダーを選任することができる。

(相互援助活動の対象となる子ども)

第15条 相互援助活動の対象となる子どもは、0歳から小学校6年生までの児童とする。

(相互援助活動の内容)

第16条 相互援助活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育施設の保育開始前及び保育終了後の子どもの預かり
- (2) 保育施設等までの送迎
- (3) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- (4) 学校の放課後の子どもの預かり
- (5) 冠婚葬祭及び他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
- (6) 買い物等外出の際の子どもの預かり
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会員の育児負担の軽減及び仕事と育児の両立のために必要な援助

2 援助会員が依頼会員の子どもを預かる場合は、会員の自宅、児童センター及び児童館や地域子育て支援拠点の施設、その他子どもの安全が確保できる場所とし、両会員間の合意により決定するものとする。

(相互援助活動の実施方法)

第17条 依頼会員は、援助を必要とする場合にはセンター（サブリーダーが置かれている場合にあつては、サブリーダー）に対して、援助の申し込みをしなければならない。

2 依頼会員から援助の申し込みを受けたセンター又はサブリーダーは、援助の内容、日時等を確認のうえ、申し込みの内容にふさわしいと認められる援助会員を選考し、当該依頼会員に紹介するものとする。

- 3 前項の規定により紹介を受けた依頼会員は、当該援助会員と申し込みの内容等について事前に十分な協議を行い、援助活動の実施を相互に決定するものとする。
- 4 依頼会員は、援助会員に対して申し込んだ援助以外の援助を求めてはならない。
- 5 依頼会員は、依頼した事項を変更する場合は、センター又はサブリーダー及び援助会員に連絡しなければならない。
- 6 援助活動の終了後、援助会員と依頼会員は、援助の実施内容を相互に確認したうえで、援助活動報告書（様式第5）を作成し、相互に保管しなければならない。
- 7 援助会員は、援助活動報告書を1ヶ月ごとに（翌月の3日までに）センター（サブリーダーが置かれている場合にあつては、サブリーダーを経由してセンター）に提出するものとする。
- 8 サブリーダーは、前項に掲げる書類に援助依頼受付簿（様式第6）を添付し、毎月1回（翌月の3日までに）センターに提出するものとする。

（相互援助活動の中止等）

第18条 次の各号のいずれかに該当したときは、援助会員の援助は中止する。

- (1) 依頼会員から辞退の申出があつたとき。
- (2) 依頼会員の子どもが健康を害し、又は入院その他の理由により、実施すべき援助が受けられなくなったとき。
- (3) 依頼会員からの申込内容と実際の援助内容が大きく相違する場合。  
援助会員が疾病等により援助を行えなくなったとき。（一時的に行えない場合を除く。）

- 2 前項第4号の場合において、援助会員は援助を行えなくなった旨を直ちにセンター又はサブリーダーに連絡しなければならない。
- 3 前項の連絡を受けたセンター又はサブリーダーは、依頼会員に他の援助会員を紹介し、その承諾を得るものとする。

（報酬）

第19条 依頼会員は援助会員に対し、その日の援助終了の都度、別表第1及び別表第2に定める基準に従い、援助の報酬を支払うものとする。

（連絡調整会議）

第20条 センターは、活動状況の報告及び情報交換を行うため、必要に応じて連絡

調整会議を開催するものとする。

2 連絡調整会議は、アドバイザー、サブリーダー等をもって構成する。

(交流会)

第21条 センターは、会員相互の交流を図り、情報交換等を行うため、交流会を開催するものとする。

2 交流会は、センター及び会員をもって構成する。

(利用支援)

第22条 ひとり親家庭（半田市ひとり親家庭等自立支援対策事業実施要綱第2条に規定する母子家庭及び父子家庭を言う。）に対して、早朝、夜間、休日の受入などに柔軟に対応することにより、事業の利用促進を図る。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年3月16日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の様式第2により既に発行されている会員証については、有効期限の定めにかかわらず、当分の間使用できるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の様式第2により既に発行されている会員証については、当分の間使用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年3月30日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の様式第2により既に発行されている会員証につい

ては、当分の間使用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。